解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年十月二十七日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号
清算法人吹田土地改良区
代表清算人　村田　幸夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月八日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

香川県三豊市山本町二三二三番地
宗教法人般若寺
清算人　弁護士　秋月　智美
連絡先　香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階
有明法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市佃三丁目一三番、最後の住所青森県青森市堤町一丁目五番二〇号　朝日プラザ堤町Ⅱ二〇三号

被相続人　亡　今泉美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所青森県青森市長島二丁目一〇番四号　ヤマウビル八階　青森パーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　葛西　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市渋民字愛宕一四番地、最後の住所岩手県滝沢市巣子一一七四番地三〇　コーポヒロ一―一〇二号

被相続人　亡　立花　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階　川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市鳥居ケ丘二二番、最後の住所山形市小白川町四丁目一二番三―三〇二号　あこやコーポラスB

被相続人　亡　豊岡　秀威

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階　川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町徳倉一六〇五番地二八、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町中町二二番地一三ルミエール正木A棟二〇三号室

被相続人　亡　馬籠　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

山形市木の実町一二番三七号　大手門パルズ四階　遠藤直樹法律事務所
相続財産清算人　弁護士　遠藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町徳倉一六〇五番地二八、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町中町二二番地一三ルミエール正木A棟二〇三号室

被相続人　亡　馬籠　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

福島県郡山市本町一丁目五番一〇号カナヤマ第一ビル二〇一　弁護士法人湊法律事務所郡山事務所
相続財産清算人　弁護士　武田　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市竹園二丁目四番地四、最後の住所茨城県牛久市女化町一七六番地三

被相続人　亡　中澤　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

茨城県つくば市吾妻三丁目九番地二四Ｓｔｅｅｌ一〇二号室　弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所つくば事務所
相続財産清算人　弁護士　介川　康史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番地、最後の住所埼玉県所沢市北秋津八七六番地の二　所沢コーポラスA―二〇八

被相続人　亡　三好　亞樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県所沢市日吉町一四―三朝日生命所沢ビル三階弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　五十嵐佳弥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻四丁目一一番地八、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字塚本二一四番地七

被相続人　亡　齋藤　康裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一〇弁護士法人岸町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩崎　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区千葉港七番、最後の住所千葉市中央区千葉港七番二号ライオンズマンション千葉グランドタワー九〇四号

被相続人　亡　小林　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル九階　千葉中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤盛　夏子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月二十五日を効力発生日とするユーユー財託株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

埼玉県川越市新富町一丁目九番地一
三光物産株式会社
代表取締役　木所　裕幸

第18期決算公告

令和8年11月18日

埼玉県川越市新富町一丁目9番地1
三光物産株式会社
代表取締役　木所　裕幸

貸借対照表の要旨（令和8年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	553,920
	固定資産	551,115
	資産合計	1,105,035
負債及び純資産の部	流動負債	310,707
	固定負債	632,079
	退職給与引当金	17,380
	株主資本	162,249
	資本金	30,000
	利益剰余金	132,249
	その他利益剰余金	132,249
	（うち当期純利益）	(42,431)
	負債・純資産合計	1,105,035